Recycle Report

2022年3月
一般社団法人日本消火器工業会
株式会社消火器リサイクル推進センター

消火器リサイクル図鑑

ABC粉末消火器

住宅用消火器

ABC粉末消火器

加圧ガスボンベ

移動式粉末消火設備

地球儀型消火器

水（浸潤剤等入り）消火器

二酸化炭素消火器

下方放出型自動消火装置

船舶用消火器

二酸化炭素消火器

据置式消火器

機械泡消火器

化学泡消火器

化学泡消火器

ハロン1301消火器

強化液消火器

キッチンフード
ダクト用自動消火装置

BC粉末消火器

金属火災用
放射器

住宅用消火器

金属火災用放射器

車載式50型（大型）

リサイクルから、SDGsへ

加圧式消火器の図解

環境施策と消火器リサイクルの変遷
加圧式消火器と蓄圧式消火器の違い

キッチン用
自動消火装置

訓練用放射器具

消火器回収窓口（消火器販売店等）を探すには…

消火器リサイクル窓口　検索

① 「リサイクル窓口検索」をクリック!

② 住所、郵便番号、都道府県で検索!

② お近くの特定窓口のアイコンを探し、アイコンをクリックすると詳細がご覧いただけます。

③ 「特定窓口検索」では、検索したい都道府県をクリックしてください。
「指定引取場所検索」では、一覧よりお近くの指定引取場所を見つけられます。

③ お住まいのエリアから検索!

スマホで回収窓口検索

上記のQRコードで読み込んで検索してください。検索は「現在地から」「住所から」のいずれにも対応しています。

トップ画面
（現在地から検索）

特定窓口検索画面
（住所から検索）

地図表示画面

PCから

消火器リサイクル窓口　検索

www.ferpc.jp/accept/

コールセンター

リサイクルシステムに関するご質問等は、右記のコールセンターまでお問い合わせください。

（消火器リサイクル推進センター / 回収窓口検索窓口）

03-5829-6773

（受付時間 9:00～17:00 ただし土日祝日、休日および 12:00～13:00 を除く）

（一社）日本消火器工業会

（株）消火器リサイクル推進センター

〒111-0051 東京都台東区蔵前三丁目15番7号　蔵前酒井ビル2階　電話：03-5829-6773　ファックス：03-5829-6774
（受付時間 9:00～17:00 ただし土日祝日、休日および 12:00～13:00 を除く）

「RECYCLE REPORT」は消火器リサイクル推進センターが発行するニュースレターです。廃消火器のリサイクルに関する情報をお届けしています。

消火器のリサイクル回収対象品目

小型

ABC粉末消火器
20型以下
（小型船舶用
消火器含む）

加圧式ABC粉末　自動車用消火器

住宅用消火器

粉末タイプ　液体タイプ

強化液・機械泡消火器
8L以下

機械泡（小型）　蓄圧式液体（小型）　液体（小型）　据置式

下方放出型
自動消火装置
（粉末タイプ）

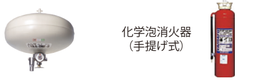
化学泡消火器
（手提げ式）

二酸化炭素消火器
15型以下

二酸化炭素（10型）　二酸化炭素（15型）

下方放出型
自動消火装置
（液体タイプ）

キッチンフード
ダクト用　キッチン用
（小型）

BC粉末消火器
20型以下
（特殊火災用
放射器含む）

船舶用消火器
（持ち運び式・
簡易式）

ハロン1301消火器
（消防環境ネットワーク
関連費用除く）

大型

ABC粉末消火器
20型を超え200型以下

車載式50型（大型）　車載式200型（大型）

移動式粉末消火設備
33kg～45kgタイプ

二酸化炭素消火器
50型～100型

二酸化炭素50型

機械泡消火器
20L～40L

強化液消火器
20L～60L

BC粉末消火器
特殊火災用放射器
20型を超え200型以下

化学泡消火器
45L～200L

化学泡消火器（大型）

船舶用消火器
（移動式）

パッケージ型
消火設備
（自動式を除く）

大型・移動式用
消火器BOX

大型消火器・
移動式用
加圧ガスボンベ
13.4L以下

回収対象外品目

工作機械用
消火装置

エアゾール式

火災報知設備用
感知器
非常灯 誘導灯

消火弾

消火弾　四塩化炭素消火器

予備電池
消火弾

火災報知設備用
受信機

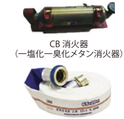
CB消火器
（一塩化一臭化メタン消火器）
消防ホース

エアゾール式消火具、感知器、受信機、バッテリー、消防ホース、消火弾等は、リサイクルシステムの対象外品目です。

リサイクルから、SDGsへ

公害による健康被害から始まった私たちの環境に対する意識は、生物多様性等の自然環境保護、地球温暖化防止、そして持続可能な開発目標（SDGs）へと深化・変容しています。

1950年代以降に発生した四大公害病や1970年代に全国で相次ぎ確認された「光化学スモッグ」など、かつての環境問題は、公害による健康被害を指す言葉としての意味合いが強いものでした。その状況下、1985年に南極でオゾンホールが発見されたことから、地球環境に関する国際的な議論が活発になりました。

これ以降（1990年代から2000年代）は、環境問題として気候変動や自然環境保護、限りある天然資源の有効活用が大きな関心事となり、多くのリサイクル関連の法律が施行されました。消火器業界においても、2000年の政府による「ミレニアム・プロジェクト」をきっかけに、環境省・消防庁と連携し、メーカー各社の取り組みから業界全体の取り組みとして、2010年に消火器リサイクルシステムの運用がスタート。これまでに消火器リサイクルシステムで回収した廃消火器の累計回収本数は「約4500万本」、再資源化率は「91.8%」となっています。

日本消火器工業会と消火器リサイクル推進センターは、これからも社会の要請に応え、資源循環型社会形成への貢献「SDGs」に取り組んでまいります。

リサイクルのマテリアルフロー

消火器リサイクル推進センターでは、毎年「廃消火器のマテリアルフロー」を公表しています。

■リサイクルされている様々な消火器

環境施策と消火器リサイクルの変遷

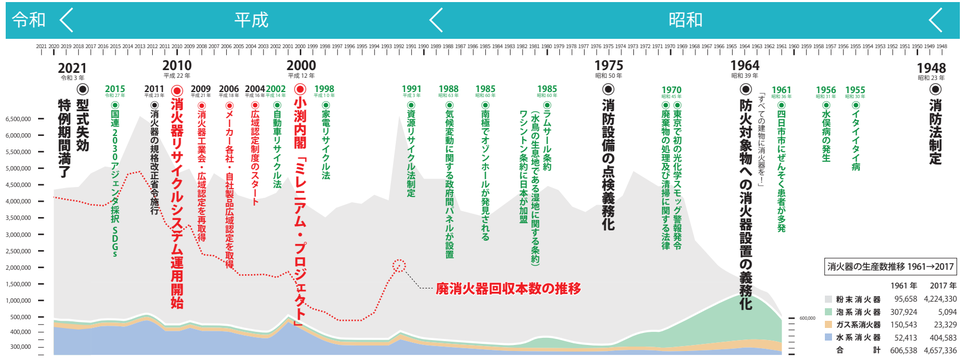

加圧式消火器の図解

2010年頃までに製造された消火器の多くが加圧式です。加圧式は、使用時に加圧ポンペの圧力を開放し消火薬剤を放射します。本体容器やキャップが腐食・破損した状態で操作すると破損の恐れがあり、危険ですので防災関係業者に回収を依頼してください。

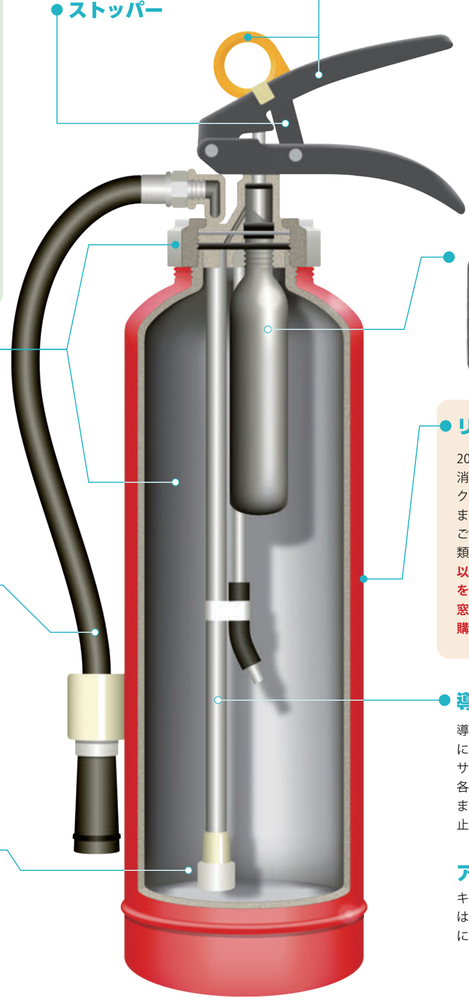

安全栓・レバー

消火器は安全栓を抜かないとレバーが握れない構造になっています。安全栓には封印シールがはられており、シールがない、剥がれている、破けている場合は、使用済みの消火器の可能性がありますので、防災関係業者に相談してください。

封印シールがない

封印シールが剥がれている

加圧ボンベ

レバーを握ることで加圧ボンベの封を破れ、本体容器内に一気にかかるガスの圧力で消火薬剤が放射されます。

リサイクルシール

2010年以降に製造された消火器には新品用リサイクルシールが貼られています。シールは対象品目ごとにA、B、C、Dに分類されています。**2009年以前に製造された消火器を廃棄する場合は、回収窓口で既販品用シールを購入してください。**

既販品用シール（小型）

新品用シール（A シール）

導入管とサイホン管

導入管は加圧ポンペの圧力を消火器内部に送るものです。これにより消火薬剤はサイホン管を通って外部へ放出されます。各々の管の先端には、薬剤が入り込み詰まるのを防止する逆流防止装置（A）と防止封板（B）が付きます。

アッセンブリー

キャップや導入管などのアッセンブリーは、鉄・非鉄素材系と廃プラスチック類に分類し、再生・廃棄処理を行っています。

本体容器・キャップ

鋼板・ステンレス・アルミでできた本体容器とキャップは、すべてをリサイクルしています。**本体容器・キャップの破損がある場合（加圧式消火器の場合は）、破裂の恐れがあるため、防災関係業者に回収を依頼してください。**

ホースと住宅用消火器

住宅用消火器

右の消火器にはホースが付いていますが、ほとんどの住宅用消火器にはホースが付いていません。小型で軽量な住宅用消火器では、ノズルを本体に直接つけることで、両手で本体を持つことができ、より扱いやすくなっています。

消火薬剤

粉末消火器はリン酸アンモニウムを使用しています。リンは世界各国の様々な産業で利用されており、特に肥料原料としての需要が増大しています。**本リサイクルシステムでは、粉末消火薬剤の97%をリサイクルし、再び消火薬剤として利用しています。**

加圧式消火器と蓄圧式消火器の違い

最近、販売されているほとんどの消火器は「蓄圧式」です。加圧式はレバーを操作することで本体容器内のボンベの封を破り内部の圧力をかけて消火薬剤を放射します。一方、蓄圧式は容器にガス（主に窒素）があらかじめ封入され、操作するとそのガスと一緒に消火薬剤を放射します。

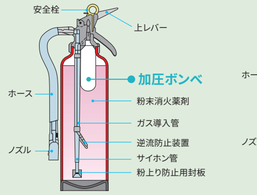

加圧式消火器

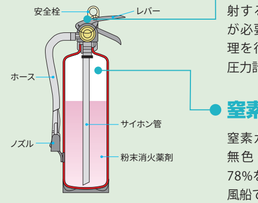

蓄圧式消火器

指示圧力計

蓄圧式消火器は、消火器本体内部に封入された窒素ガス（圧力ガス）によって放射するため、内圧力の管理が必要となります。この管理を行うための部品が指示圧力計となります。

窒素ガス

窒素ガスは消火器の放射圧力元となる物質です。無色・無味・無臭の不燃性のガスで空気の約78%を占め、自然界にたくさん存在しています。風船で使用しているガスも窒素ガスです。

ラベルの説明

消火器には下図のように「適応火災」のマークが描かれています。2011 年の規格改正で、業務用消火器の適応火災マークは絵による表示となりました。**適応火災が文字で書かれている旧規格消火器は、設置義務のある建物への設置が認められませんのでご注意ください。**

既に型式が失効している消火器を継続的に設置できる「特例期」は、2021 年 12 月 31 日に終了しました。

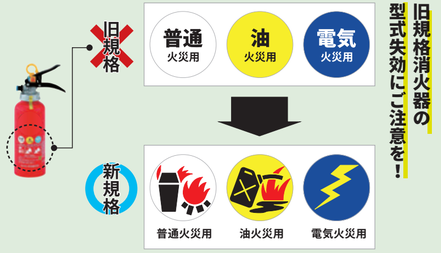

旧規格消火器の型式失効にご注意を！

業務用消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する**業務用消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）**です。

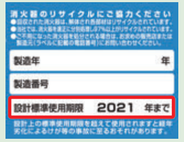

新規格の業務用消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。書かれていない業務用消火器は旧規格ですので交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。